

案

大阪市ひとり親家庭医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市ひとり親家庭医療費助成規則(昭和55年大阪市規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の親等(第2条第3項に規定する児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものの養育者を除く。)の前年の所得(1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については前々年の所得とする。以下同じ。)の額が、<u>その者の加算対象扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者(以下「同一生計配偶者」という。)</u>及び同項第34号に規定する<u>扶養親族(以下「扶養親族」という。)</u>(以下これを「扶養親族等」という。)のうち、<u>控除対象扶養親族(同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)</u>に該当しない<u>30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。)</u>及び<u>生計維持児童(扶養親族等でない児童でひとり親家庭の親等が前年の12月31日において生計を維持したものをいう。以下同じ。)</u>の有無及び数に応じて、別表第1に定める額以上である場合は、当該ひとり親家庭の</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の親等(第2条第3項に規定する児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものの養育者を除く。)の前年の所得(1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については前々年の所得とする。以下同じ。)の額が<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)</u>並びに<u>扶養親族等でない児童でひとり親家庭の親等が前年の12月31日において生計を維持したもの(以下「扶養親族等でない児童」という。)</u>の有無及び数に応じて、別表第1に定める額以上である場合は、当該ひとり親家庭の親等及び当該ひとり親家庭の親等に監護され、又は養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。</p>

親等及び当該ひとり親家庭の親等に監護され、又は養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。

[(1)～(4) 略]

2 前条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる児童のいずれかの養育者の前年の所得の額が、その者の加算対象扶養親族等及び生計維持児童の有無及び数に応じて、別表第2に定める額以上である場合は、当該養育者及び当該養育者に養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。

3 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の親等の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親等と生計を同じくするものの前年の所得の額が、その者の加算対象扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上である場合は、当該ひとり親家庭の親等及び当該ひとり親家庭の親等に監護され、又は養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。

4 前3項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福

[(1)～(4) 同左]

2 前条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる児童のいずれかの養育者の前年の所得の額が、その者の扶養親族等及び扶養親族等でない児童の有無及び数に応じて、別表第2に定める額以上である場合は、当該養育者及び当該養育者に養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。

3 前条の規定にかかわらず、ひとり親家庭の親等の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親等と生計を同じくするものの前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上である場合は、当該ひとり親家庭の親等及び当該ひとり親家庭の親等に監護され、又は養育されている児童は、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができない。

4 前3項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福

<p>社法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及びひとり親家庭の親がその監護する児童の養育に必要な費用の支払として当該ひとり親家庭の親以外の親から受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下同じ。）に係る所得とする。</p> <p>[5～9 略]</p> <p>別表第1（第4条関係） [表 別紙2 挿入]</p> <p>別表第2（第4条関係） [表 別紙4 挿入]</p> <p>別表第3（第4条関係） [表 別紙6 挿入]</p>	<p>社法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及びひとり親家庭の親がその監護する児童の養育に必要な費用の支払として当該ひとり親家庭の親以外の親から受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下同じ。）に係る所得とする。</p> <p>[5～9 同左]</p> <p>別表第1（第4条関係） [表 別紙1 挿入]</p> <p>別表第2（第4条関係） [表 別紙3 挿入]</p> <p>別表第3（第4条関係） [表 別紙5 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第4項の規定は、令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- この規則による改正後の規則第4条第1項から第3項まで及び別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

[別表第1 別紙1]

<u>扶養親族等又は扶養親族等でない児童の数</u>	金 額
0人	<u>1,920,000円</u>
1人以上	<u>1,920,000円に当該扶養親族等又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この表において同じ。)又は同法に規定する老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この表において同じ。)又は特定扶養親族があるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)</u>

[別表第1 別紙2]

加算対象扶養親族等又は生計維持児童の数	金額
0人	2,080,000円
1人以上	<p>2,080,000円に当該加算対象扶養親族等又は生計維持児童1人につき380,000円を加算した額（同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表において同じ。）又は<u>所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族</u>（以下「老人扶養親族」という。）があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、<u>控除対象扶養親族</u>（19歳未満の者に限る。以下この表において同じ。）又は<u>同項第34号の3に規定する特定扶養親族</u>があるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額）</p>

[別表第2 別紙3]

<u>扶養親族等又は扶養親族等でない児童の数</u>	金 額
[同左]	[同左]
2人以上	2,740,000 円に <u>扶養親族等又は扶養親族等でない児童</u> のうち1人を除いた <u>扶養親族等又は扶養親族等でない児童</u> 1人につき380,000円を加算した額（ <u>所得税法に規定する老人扶養親族</u> があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに <u>扶養親族等</u> がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

[別表第2 別紙4]

加算対象扶養親族等又は生計維持児童の数	金額
[略]	[略]
2人以上	2,740,000 円に加算対象扶養親族等又は生計維持児童のうち1人を除いた加算対象扶養親族等又は生計維持児童1人につき380,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに加算対象扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

[別表第3 別紙5]

扶養親族等	金額
[同左]	[同左]
2人以上	2,740,000 円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000 円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000 円を加算した額）

[別表第3 別紙6]

加算対象扶養親族等	金額
[略]	[略]
2人以上	2,740,000 円に <u>加算対象扶養親族等</u> のうち1人を除いた <u>加算対象扶養親族等</u> 1人につき380,000円を加算した額（ <u>老人扶養親族</u> があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに <u>加算対象扶養親族等</u> がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）